

盛岡市森林整備計画
計 画 書
(第四次変更計画)

自 令和 2 年 4 月 1 日
変更計画期間

至 令和 8 年 3 月 31 日

自 平成 28 年 4 月 1 日
計 画 期 間

至 令和 8 年 3 月 31 日

令和 2 年 4 月

岩 手 県
盛 岡 市

変更理由等

1 変更理由

(1) 要間伐森林に関する事項の削除

森林法の一部改正に伴い、要間伐森林に関する事項を削除するもの

(2) 森林経営管理制度に関する事項の追加

平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されたことに伴い、森林経営管理制度に関する事項を追加するもの

(3) 森林区分の変更

森林所有者から、当該森林について公益的機能別施業森林への変更願いが提出され、当該森林区域が水源の確保にとって重要な地域であることから、木材生産森林の一部を水源涵養森林へ区分変更するもの

盛岡市森林整備計画変更計画書 目次

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項及び

林業振興に関する事項----- 1

- 1 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 林業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 森林整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 林業振興施策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 森林の多面的機能の発揮と健全な森林資源の造成に関する基本方針・・・・・・ 9
- 8 本市独自の取組み方策と事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

II 森林の整備に関する事項-----13

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項-----13

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第2 造林に関する事項-----15

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止
又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・ 17
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準-----18

- 1 間伐の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・ 18

3	保育の種類別の標準的な方法	18
4	その他必要な事項	19
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び区域内における施業の方法	23
3	その他必要な事項	24
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	24
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	24
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策	25
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	25
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	25
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	26
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	26
4	その他必要な事項	26
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	26
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項	26
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	27
3	作業路網の整備に関する事項	28
4	その他必要な事項	29
第8	その他必要な事項	29
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	29
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	31
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	32
Ⅲ	森林保護に関する事項	33
第1	鳥獣害の防止に関する事項	33

1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
2	その他必要な事項	33
第2 森林病虫害の駆除及び予防, 火災の予防その他森林の保護に関する事項-----33		
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	33
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	35
3	林野火災の予防の方法	35
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	35
5	その他必要な事項	36
IV 森林の保健機能の増進に関する事項-----36		
V その他森林の整備及び振興のために必要な事項-----36		
1	森林経営計画の作成に関する事項	36
2	生活環境の整備に関する事項	38
3	森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため 特に整備すべき森林に関する事項	38
4	林産物の供給と需要の拡大に関する事項	39
5	森林整備を通じた地域振興に関する事項	42
6	森林の総合利用の推進に関する事項	43
7	住民参加による森林の整備に関する事項	43
8	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	44
9	その他必要な事項	44

資料

別表1 公益的機能別施業森林区域

別表2 施業方法別森林区域

参考資料

計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林区域